

後発医薬品の使用について

県立宮崎病院では、「後発医薬品使用体制加算1」の施設基準を取得しており、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進を行っております。

今般、製薬会社による後発医薬品の供給体制などの問題により、患者様に処方していた医薬品の供給が不足する可能性もございます。

このため、患者様に今後も安心して後発医薬品を利用していただけよう、当院では次のような取組を行っております。

【取組1】

医薬品の供給が不足等した場合には、薬剤部が中心となり、医師などと連携して「適切な代替医薬品の選定」「代替医薬品の安定的な確保」を行うとともに、必要に応じて主治医による「治療計画の見直しの実施」を行います。

【取組2】

上記のとおり、製薬会社による医薬品の供給体制の問題により、今後、患者様に投与する薬剤が変更となる可能性があります。

変更する場合には、特に入院をしている患者様に対しては、医師・看護師・薬剤師を中心に十分に説明を行います。

また、変更についてご不明な点やご心配な点がある場合には、お気軽に担当医にご相談ください。